

社会福祉法人翠明院

【役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠明院(以下「法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償等(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、法人業務を行う場合に別表1のとおり報酬を支給する。

別表1

執務時間区分	執務時間	報酬額
	8時間以上のとき	8,000円
	4時間以上、8時間未満のとき	6,400円
	4時間未満のとき	4,000円

(報酬総額)

第4条 各年度の役員一人あたりの報酬総額は、500,000円を上限とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が公務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の規定により支給する旅費については、施設職員に支給する「旅費規程」を適用する。
3 会議等への出席に伴う会場(施設)までの交通費は、個人別に設定された別表Ⅱ「翠明院役員交通費一覧表」のとおり支給する。

(重複支給の調整)

第6条 施設職員の中から理事等に任命された者については、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、法人業務を行ったときから1ヶ月以内に通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、排除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、交付の日 平成 5年 4月 1日から適用する。

この規程は、改定の日 平成 7年 2月18日から適用する。

この規程は、改定の日 平成13年 6月26日から適用する。

この規程は、改定の日 平成15年 4月 1日から適用する。

この規程は、改定の日 平成17年12月14日から適用する。

この規程は、改定の日 平成29年 4月 1日から適用する。

この規程は、改定の日 令和 5年 6月24日から適用する。